

# 総務常任委員会先進地視察研修報告書

- 期 日 平成29年8月8日（火）、9日（水）
- 視 察 先 愛知県稲沢市、春日井市
- 参 加 者 委員7名、随員1名 合計8名
- 視察概要

## 【稲沢市】

- 人 口 137,712人
- 面 積 79.35km<sup>2</sup>
- 視察事項 「公共施設再編」について

稲沢市では、平成17年4月の旧祖父江町、旧平和町との合併による施設の重複や偏在、施設の老朽化、市民ニーズの変化など、公共施設を取り巻く様々な課題に対応すべく、平成23年10月に「稲沢市公共施設のあり方検討委員会」を設置し、施設の効果的な配置や運営方法等の最適化に向けた取り組みを進めている。

### 1 公共施設の現状と課題

稲沢市は、庁舎、市民センター、公民館、保育園、学校、社会福祉、保健、環境、文化、スポーツ、産業観光、住宅、消防、病院など、合わせて190の公共施設を保有している。

市の公共施設を建築年次別に見ると、昭和40年代から50年代前半にかけて建設された施設が多く、建築後30年以上経過したものが施設数で6割、延べ床面積で7割を占めている。

これらの施設をすべて建て替えた場合、総額1,523億円に上る莫大な費用となり、次の世代に負担を先送りすることなく、財政の健全性をいかに維持していくかが、大きな課題となっている。

### 2 公共施設再編の考え方（視点）

平成25年6月に「公共施設に再編に関する考え方」をまとめ、公共施設の見直しについては、次の3つの視点から検討が進められることとなった。

- (1) 人口減少を見据えて検討する
- (2) 施設の総量を減らしていく
- (3) 民間事業者との連携を強める

### 3 再編のコンセプト

施設の再編を具体化するに当たっては、3つの視点、コンセプトを踏まえ、単なる量の削減やコストダウンに終始するのではなく、次の3本柱に基づいて施策を展開している。

- (1) 子育て支援の強化
- (2) 学校教育の充実
- (3) 安心・安全・元気なまちづくり

単なるコストカットでは市民の理解が得られにくいので、可能な限り代替候補となる施設を確保して利用者に選択肢を提示することや、また、トータル的に施設の充実につながるようなメリット部分についても提示するよう努めている。

### 4 市民への周知や理解活動の取り組みについて

アンケートに市の公共施設の現状をまとめた資料を同封したほか、公共施設の見直しについて、総論部分を少しでも分かりやすく市民の皆様に説明するために、まんがの制作をしている。

また、新聞記者と連絡を密にし、会議の内容について報道していただいている。

### 5 再編の進め方

公共施設の再編については、合併特例債の発行期限である平成32年度を念頭に具体的なスケジュールを立案し、市民の皆様の理解を得ながら順次計画的に進めていくとのこと。

#### ☆☆ 各委員の主な所感等 ☆☆

- ・ 再編を進めるためには、将来に対する危機感を市民の皆様に訴え、改革の必要性を丁寧に説明しながら、一步一步着実に実行していくことが大切であると感じた。
- ・ 公共施設再編は、合併した自治体にとって大きな問題である。代替施設を確保することや市民との意見交換を十分に行いながら理解を求める必要性を感じた。
- ・ 地域意識を強く持ちすぎず、市全体を見渡しながらか市民にとって最良の公共施設のあり方を考えなければならないと感じた。
- ・ 本市においても、多くの公共施設が老朽化しており、財政健全化を図る上でも、行政、議会が一丸となって取り組んでいかなければならない課題であると同時に、市民への行政理解の推進を図っていかなければ、いたずらに時間を浪費してしまう危惧が拭いきれないと感じた。

## 【春日井市】

- 人 口 3 1 1, 8 3 0 人
- 面 積 9 2. 7 8 k m<sup>2</sup>
- 視察事項 「街づくり支援制度」について

春日井市では、地域の生活環境を良くするため、地域の皆さんが主体となって取り組む街づくり活動について市が支援する制度がある。「狭い生活道路の拡幅」や、それに伴う「ポケットパークの整備」、「排水路整備」について地域の皆さんが自分たちで発案・計画し、市の支援を受けながら課題の解決を図っている。

### 1 制度の目的

制度の目的は先にも触れたとおり、地域住民が主体となって行う街づくり活動に対して市が支援を行うことによって、地域の生活環境の改善を図るとともに、地域住民等と市との協働による地域の特性を活かした街づくりを推進することができることを目的としている。

### 2 対象となる地域

- (1) 市街化区域内で土地区画整理事業が実施または計画されていない地区
- (2) 市街化調整区域内で生活道路などが未整備である集落地区

### 3 対象となる整備

- (1) 狭い生活道路（日常生活に使用する市道でその幅員が4 m未満のもの）の拡幅
- (2) ポケットパークの整備
- (3) 排水路の整備

### 4 主な支援の内容

- (1) 職員による相談や出前講座
- (2) 技術的な支援のためのアドバイザーやコンサルタントの派遣
- (3) 街づくり活動に要する経費の一部助成

※助成対象経費の1 / 2以内、限度額は年間30万円

- (4) 整備用地の買い取り

※固定資産税路線価を基準に買い取り

道路隅切用地…満額 角地などの用地…3 / 4 通常の用地…1 / 2

(5) 整備用地にある工事支障物件の撤去及び移設に要する費用の補償

※建物、工作物（塀や樹木など）それぞれ限度額は100万円

(6) 整備工事の実施

## 5 制度活用の流れ

ステップ1 発意（地域の生活環境をよくしたい）

- ・仲間を集めて地域全体の課題として共有を図る。

ステップ2 街づくり推進団体の設立

- ・5人以上の仲間を集めて団体を設立し、町内会長の承認を得る。
- ・市長は、街づくり推進団体として認定する。

ステップ3 整備計画案の作成

- ・生活環境改善に向けた話し合い。
- ・拡幅に必要となる土地所有者から同意を得る。
- ・整備計果案に対し、町内会長の承認を得る。

ステップ4 整備計画案の承認と支援

- ・推進団体の計画案の提案に対し、市長は内容を審査のうえ承認する。

ステップ5 事業実施

## 6 制度活用の効果

(1) 緊急車両が円滑に家の前まで入れるようになった。

(2) 歩行者が安全に通行できるようになった。

(3) 土地の境界が明確になった。

(4) 提供した用地を買い取ってもらえた。

### ☆☆ 各委員の主な所感等 ☆☆

- ・春日井市の制度は、地域住民のニーズが十分に反映されている。本市の道普請事業に類似しているが、行政の支援内容に大きな差があることを痛感させられた。
- ・「街づくり支援制度」、まず、この制度の名称や内容が非常に分かりやすい。パンフレットやプロモーションビデオを作成し、市民への積極的な周知を行っている。本市も道普請事業や狭あい道路拡幅整備促進事業補助金等について、しっかりと市民に認識される制度となるよう対策を講じる必要性を感じた。
- ・事業期間を計画から完成まで3年間という期限を決めていることで、地域の意思が一つになり、非常に効果的な事業運営になっていると感じた。